令和３年神審第３５号

裁　　　　決

漁船Ａモーターボート Ｂ衝突事件

受　　審　　人　　ａ
　職　　名　Ａ船長
　操縦免許　小型船舶操縦士
受　　審　　人　　ｂ
　職　　名　Ｂ船長
　操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官髙木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　　　文

受審人ｂの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ａを懲戒しない。

理　　　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和２年９月２２日０４時４５分

富山県伏木富山港

２　船舶の要目

船　種　船　名　漁船Ａ　　　　　　　モーターボートＢ

総　ト　ン　数	１.７トン	
登　　録　　長	７.８５メートル	７.０２メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出　　　　力	８４キロワット	１２８キロワット

３　事実の経過

Ａは、船体ほぼ中央に船尾方が開放された操舵区画を配し、同区画前部中央に舵輪を、その左舷側にＧＰＳプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、レーダーを装備しない、がざみかごなわ漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、ａ受審人が１人で乗り組み、操業の目的で、船首０.２メートル船尾０.７メートルの喫水をもって、令和２年９月２２日０３時１０分伏木富山港国分区の係留地を発し、同港北西部の漁場に向かった。

ａ受審人は、０３時２５分目的の漁場に到着して操業を行ったのち、帰途に就くこととし、航行中の動力船の灯火を表示したほかＬＥＤ作業灯１灯を点灯し、０４時３５分少し過ぎ国分東防波堤灯台から０３１度（真方位、以下同じ。）１,８３０メートルの地点を発進し、すぐに針路を係留地に向く２１４度に定め、５.４ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

ａ受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、０４時４０分半少し前国分航路に入り、０４時４４分国分東防波堤灯台から０２０度３７０メートルの地点に達したとき、左舷正横前１８度６１０メートルのところに、Ｂが存在し、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、Ｂが無灯火だったので、このことを認識できないで続航し、０４時４５分国分東防波堤灯台から００８.５度２１０メートルの地点において、Ａは、原針路、原速力のまま、その左舷中央部にＢの船首が前方から８８度の角度で衝突し

た。

　当時、天候は曇りで風力１の南南西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、日出時刻及び月出時刻はそれぞれ０５時３９分及び１０時５６分で、視界は良好であった。

　また、Ｂは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室の前部右舷寄りに舵輪を、その前方にＧＰＳプロッター及び魚群探知機を、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたＦＲＰ製モーターボートで、ｂ受審人が１人で乗り組み、知人３人を乗せ、釣りの目的で、船首０．５メートル船尾１．０メートルの喫水をもって、同日０４時３５分伏木富山港伏木区の係留地を発し、同港北西方沖合の釣り場に向かった。

　ところで、ｂ受審人は、平素、伏木富山港北西方沖合の釣り場で釣りを行っていて、係留地から同釣り場に向かう際、富山県高岡市に所在するマリーナ沖合まで陸岸に沿って西行し、同沖合から釣り場に向けていた。

　また、ｂ受審人は、高岡市沖合に定置網や浅所が存在したことから、前示マリーナ沖合の紅色光を発する簡易標識灯（以下「紅色標識灯」という。）やＧＰＳプロッター画面に表示された過去の航跡を見ながら定置網や浅所を避けて航行していた。

　ｂ受審人は、発航するに当たり、夜間に航行することとなったが、出航準備で失念し、航行中の動力船の法定灯火を表示しなかった。

　ｂ受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たって伏木富山港を北上し、０４時４３分僅か前国分東防波堤灯台から１１６．５度１，１４０メートルの地点で、針路を３０６度に定め、１８．９ノットの速力で、紅色標識灯とＧＰＳプロッター画面に表示された過去の航跡を交互に見ながら、手動操舵によって進行した。

　ｂ受審人は、０４時４４分国分東防波堤灯台から１０５度５２０メ

ートルの地点に達したとき、右舷船首１６度６１０メートルのところに、Ａの白、紅２灯を視認することができ、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、紅色標識灯やＧＰＳプロッター画面に表示された航跡を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、衝突を避けるための措置をとることなく続航した。

こうして、ｂ受審人は、同じ針路及び速力で進行し、０４時４５分僅か前船首至近に迫ったＡを認めたものの、どうすることもできず、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは、操舵区画囲壁の脱落、左舷中央部ガンネル等に破損を、Ｂは右舷船首部外板に破口、擦過傷等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、ａ受審人が左肋骨骨折等を、Ｂの同乗者１人が第１腰椎破裂骨折をそれぞれ負った。

（航法の適用）

本件は、夜間、港則法が適用される伏木富山港において、ＡとＢが衝突したもので、適用航法について検討する。

港則法第１４条第１項において、航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する船舶の進路を避けなければならない旨の規定があり、Ａは国分航路を航行中の船舶、Ｂは同航路を横切り中の船舶であったことから、同項の適用が考えられるが、本件当時、Ｂは法定灯火を表示しておらず、ＡからＢを視認できない状況であったと認められることから、同項を適用するのは適当ではない。

その他、港則法には本件に適用する航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

前示したとおり、Ｂは法定灯火を表示しておらず、ＡからＢを視認で

きない状況であったと認められることから、本件に定型的航法を適用するのは適当ではなく、海上衝突予防法第３８条及び第３９条の規定を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、夜間、伏木富山港において、釣り場に向けて航行するＢが、法定灯火を表示しなかったばかりか、Ａと衝突のおそれがある態勢で接近する状況となった際、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことによって発生したものである。

ｂ受審人は、夜間、伏木富山港において、釣り場に向けて航行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、紅色標識灯やＧＰＳプロッターに表示された航跡を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Ａと衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、衝突を避けるための措置をとることなく進行して衝突を招き、Ａ及びＢ両船にそれぞれ損傷を生じさせ、ａ受審人及びＢ同乗者１人を負傷させるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ａ受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和４年６月３０日

神戸地方海難審判所

審判官　　下　　條　　正　　昭